



株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインと称し、英文では
G o l f D i g e s t O n l i n e I n c . と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ゴルフ、その他スポーツ用品の輸出入及び販売業
2. ゴルフ、その他スポーツ用品の企画、開発、製造、加工、賃貸、修理、古物業
3. 各種物品（食品、酒類、医薬品、医療機器、医療器具、化粧品を含む）の企画、製造、販売、輸出入業及びこれらの仲介業
4. フランチャイズチェーンシステムによるゴルフ、その他のスポーツ用品の販売・レンタル・買取・卸の加盟店募集及びその経営指導
5. ゴルフ場、ゴルフ練習場等のスポーツ・レジャー施設及び宿泊施設の経営、運営、予約代行、賃貸、管理並びにそれらの受託及びコンサルティング業
6. ゴルフ場、ゴルフ練習場等のスポーツ・レジャー施設等に付設する機器等のリース業及びレンタル業
7. インターネット、モバイル等コンピューターネットワークを利用した各種情報提供サービスの企画、開発、運営業務及び情報処理サービス業
8. 知的財産権、ノウハウ、システムエンジニアリングその他ソフトウェアの企画、開発、運営、取得、保全、利用及び販売業
9. 広告業、出版業、マーケティング業務並びに映像・音響・データ等の記録媒体の製作及び販売業
10. ゴルフトーナメントその他各種イベントの企画、運営及び実施
11. 個人、企業の経営活性化の為の人材教育及び研修業務並びに各種検定・資格試験実施に関する業務
12. クレジットカード会員の募集、取次業務並びにクレジットカードの発行業務
13. 文書作成事務、秘書・受付・通訳・電話受信発信事務、事務用機器・通信機器の操作、システムプログラミング等の業務処理の請負業
14. 労働者派遣業
15. 通信販売事業
16. プロスポーツ選手及びインストラクターのマネジメント業務

17. 損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険その他各種保険代理業及び媒介業並びに生命保険の募集に関する業務
18. 不動産の売買、交換、賃貸及び管理業
19. 有価証券の売買・運用、金銭の貸付、債権の売買、債務の保証・引受、為替取引及びこれら金融取引に関する抵当権・質権等担保権の対象不動産及び動産の保有・管理並びにその他金融業
20. 有価証券の引受け、募集及び売出しその他証券業に関連する業務
21. 投資事業組合財産の運用及び管理業
22. 旅行業及び旅行業者代理業
23. 陸上・海上・航空に関する運送業、荷役業、貨物利用運送事業、運送取次事業、通関業、輸出入代行業及び倉庫業
24. 電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理業
25. 飲食店の経営、企画、運営及び管理並びにそれらに関するコンサルティング業
26. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、59,224,000株とし、各種類の株式の発行可能株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	59,164,000株
A種優先株式	60,000株

(単元株式数)

第7条 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、A種優先株式の単元株式数は1株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第2章の2 種類株式

(A種優先株主に対する剰余金の配当)

第11条の2 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主とあわせて、以下、「A種優先株主等」という。）に対し、第5項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種優先株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式

の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

- 2 A種優先配当金の額は、100,000円（以下、「払込金額相当額」という。）に、A種優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2022年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、2022年11月25日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したとき（第4項に定める本累積未払配当金相当額の配当をしたとき除く。）は、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。なお、「A種優先配当年率」とは、当初年率6.50%とし、払込期日から1年経過するごとに、払込期日の各応当日に年率0.5%ずつ加算されるものとする。
- 3 当社は、A種優先株主等に対しては、A種優先配当金及び本累積未払配当金相当額（次項に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- 4 ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積した本累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、第2項但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本項において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本項において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がA種優先株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率（但し、当該事業年度のうち払込期日の応当日の前日（同日を含む。）までの間は当該事業年度開始時点において適用あるA種優先配当年率を、当該事業年度のうち払込期日の応当日（同日を含む。）以降は、第2項なお書に従い年率0.5%を加算されたA種優先配当年率をそれぞれ適用するものとする。）で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金

額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下、「本累積未払配当金相当額」という。）については、次項に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して配当する。かかる配当が行われる本累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

- 5 A種優先配当金、本累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、本累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。

（A種優先株主に対する残余財産の分配）

第11条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、第4項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、払込金額相当額に、本累積未払配当金相当額及び第3項に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「本残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして本累積未払配当金相当額を計算し、また、前条第4項に定める本累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」を「分配日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額を計算する。なお、本残余財産分配額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

- 2 A種優先株主等に対しては、前項の場合のほか、残余財産の分配は行わない。
- 3 A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前条第2項に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。
- 4 A種優先株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。

（A種優先株主の議決権）

第11条の4 A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(A種優先株式にかかる金銭を対価とする取得請求権)

第11条の5 A種優先株主は、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)を限度として、A種優先株主が指定する日(当該日が営業日(日本において銀行が休日とされる日以外の日を意味し、本要項において以下同様とする。)でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下、「償還請求日」という。)として、償還請求日の5営業日前までに当会社に対して書面による通知(撤回不能とする。以下、「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「償還請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、第11条の2第4項に定める本累積未払配当金相当額の計算及び第11条の3第3項に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。但し、償還請求日においてA種優先株主から償還請求がなされたA種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ、取得請求される株数に応じた比例按分の方法により、当会社はA種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

- 2 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が当会社の定める償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

(A種優先株式にかかる金銭を対価とする取得条項)

第11条の6 当会社は、2022年11月25日以降(同日を含む。但し、2024年11月25日以降(同日を含む。)2025年5月24日(同日を含む。)までの期間を除く。)、当会社の取締役会が別に定める日(以下、「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種優先株主等に対して、金銭対価償還日の15営業日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる(以下、「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種優

先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、第11条の2第4項に定める本累積未払配当金相当額の計算及び第11条の3第3項に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、各A種優先株主がA種優先株式を当初引き受けた数に応じて、当初引き受けた後の事情を考慮して合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。

(A種優先株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

第11条の7 当社は、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

- 2 当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 3 当社は、A種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が不足する場合の処理)

第11条の8 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、剰余金の配当又は残余財産の分配原資の範囲内で、剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

第3章 株主総会

(招集)

- 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度が終了した日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
- 2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し議長とな

る。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 この場合は、株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(種類株主総会)

第 17 条の 2 当社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

- 2 第 13 条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。
- 3 第 14 条、第 16 条及び第 17 条の規定は、種類株主総会について準用する。
- 4 第 15 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議について、第 15 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

第 4 章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役は 10 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条 当社の取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。
- 3 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し議長となる。

- 2 社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定める順序に従い他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集)

第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときには、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(役付取締役)

第 26 条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長 1 名を選定し、必要に応じて会

長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第27条 社長は、当会社を代表する。

- 2 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第28条 当会社の業務は、社長がこれを統轄し、会長、副社長、専務取締役又は常務取締役は社長を補佐してこれを分掌する。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人である者を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定し、法令が定める金額の合計額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第31条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第32条 当会社の監査役は、株主総会の決議により選任する。

- 2 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 34 条 当社の常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

(監査役会の招集)

第 35 条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第 36 条 当社の監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めがあるもののほか監査役会の定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定し、法令が定める金額の合計額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

(中間配当)

第 40 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当をなすことができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。
 - 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

- 第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されない時は、当社はその支払い義務を免れるものとする。
- 2 前項の金銭には利息をつけない。

(附則)

1. 2022 年 3 月 28 日改定による変更前定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び同変更後定款第 17 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、2022 年 3 月 28 日改定による変更前定款第 17 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成 12 年 4 月 25 日	定款認証
平成 12 年 5 月 1 日	会社設立
平成 13 年 9 月 14 日	改定
平成 14 年 9 月 30 日	改定
平成 14 年 12 月 25 日	改定
平成 15 年 9 月 29 日	改定
平成 15 年 11 月 18 日	改定
平成 16 年 9 月 16 日	改定
平成 16 年 9 月 28 日	改定
平成 17 年 9 月 27 日	改定
平成 19 年 3 月 27 日	改定
平成 21 年 1 月 5 日	改定
平成 21 年 3 月 25 日	改定
平成 22 年 1 月 6 日	改定
平成 22 年 3 月 26 日	改定
平成 25 年 7 月 1 日	改定 (平成 25 年 2 月 28 日開催当会社取締役会決議及び平成 25 年 3 月 28 日開催当会社株主総会決議の効力発生による)
平成 27 年 3 月 30 日	改定
平成 28 年 3 月 30 日	改定
平成 28 年 11 月 21 日	改定
平成 29 年 3 月 30 日	改定
平成 31 年 3 月 27 日	改定
令和 4 年 3 月 28 日	改定
令和 4 年 11 月 24 日	改定